

苫小牧市新型コロナウイルス対策消費喚起事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、苫小牧市新型コロナウイルス対策消費喚起事業助成金(以下「助成金」という。)の交付について必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 助成金は、新型コロナウイルス感染症(以下「感染症」という)の影響で集客が落ち売上が減少した事業者が、新たな事業の展開やイベントを実施する際に要する費用の一部を助成し、集客を取り戻すための支援を目的とする。

(助成対象業種)

第3条 助成金の対象となる業種は、別表1に掲げる業種とする。

(助成対象事業)

第4条 助成金の対象となる事業は、別表1に掲げる業種を運営する事業とする。

(助成対象者)

第5条 助成金の交付対象となる者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和2年3月1日以降、市内の事業所で新たに第2条に係る事業を行う、中小企業基本法第二条に定義されている市内の中小企業事業者及び小規模事業者。
- (2) 代表者又は役員に苫小牧市暴力団の排除の推進に関する条例(平成27年苫小牧市条例第33号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同条例第7条第1項に規定する暴力団関係事業者又は同条例第12条の規定に該当する者がいない者
- (3) 市税を滞納していない者(ただし、納税課と分割納付協議にて猶予中の者を含む)

(助成対象費用、助成金額)

第6条 助成対象者が集客を取り戻すための支援を目的として次の各号に掲げる事業を実施するために必要な経費のうち、助成の対象として適当と認める経費(以下「助成対象経費」という。)について予算の範囲内で助成する。

- (1) 新たに販路開拓、顧客獲得に資する事業
- (2) 集客回復に資するイベント事業

2 助成対象経費は、第4条第1項に係る事業に係る以下の経費をいう。

消耗品費、燃料費、印刷製本費、通信運搬費、広告料、手数料、委託料、使用料及び賃貸料、設営費、工事請負費、原材料費(設備に係る)、備品購入費(事業に関連しない物は不可)、燃料費、光熱水費、その他市長が特に認める経費

3 燃料費、光熱水費は、既存事業との区別が難しいが、道理的に経費増が認められ

る事業には、それぞれ1万円まで経費を認める。

4 助成金額は10万円(千円未満は切り捨て)を上限、補助率は10分の10とし、次の各号に掲げる経費を除く。

- (1) メニューに係る経費
- (2) 助成対象者自らの飲食に係る経費
- (3) 宗教性を有するまたは信仰の対象となる物・行為に係る経費
- (4) 燃料費、光熱水費以外で既存事業と新規事業の区別が出来ない経費
- (5) その他感染症の影響に関係が無いと認められる経費

(助成金の交付の申請)

第7条 助成対象者は、助成金の交付を受けようとするときは、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 苫小牧市新型コロナウイルス対策消費喚起事業助成金交付申請書兼実施計画書(様式第1号)
- (2) 苫小牧市新型コロナウイルス対策消費喚起事業助成金収支予算書(様式第2号)
- (3) 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書(様式第3号)
- (4) 実施済みの事業は、既に支出している対象経費の内訳、成果物
- (5) 法人は登記または直近年の決算書の写し、個人は開業届または直近年の確定申告書の写し
- (6) その他市長が必要とする書類

2 助成金の交付を受けようとするにあたって、当該助成金に関する消費税仕入れ控除税額等(助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税額相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税率を乗じて得た金額に助成率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合は、これを減額して交付の申請をしなければならない。ただし、申請時において、当該助成金等に関する消費税仕入れ控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(助成金の交付の決定及び通知)

第8条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、助成金の交付決定を行い、その旨を申請者に対し、苫小牧市新型コロナウイルス対策消費喚起事業助成金交付決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 助成金の交付決定を受けた事業者(以下「助成事業者」という。)は、前条の交付決定内容及びこれに付された条件に不服があり、助成金の交付申請を取り下げようとするときは、苫小牧市新型コロナウイルス対策消費喚起事業助成金取下届

(様式第5号)により取り下げることができる。

(助成事業の変更)

第10条 助成事業者は、助成事業の内容または経費の配分の変更(ただし、市長が認める軽微な変更を除く。)をする場合においては、苫小牧市新型コロナウイルス対策消費喚起事業助成金変更申請書(様式第6号)により市長の承認を受けるものとする。

2 市長は、前項の申請を承認したときは、申請者に対し承認内容を苫小牧市新型コロナウイルス対策消費喚起事業助成金変更承認通知書(様式第7号)により通知するものとする。

(事業の中止・廃止)

第11条 助成事業者は、助成事業の全部または一部を中止または廃止しようとするときは、あらかじめ苫小牧市新型コロナウイルス対策消費喚起事業助成金中止(廃止)承認申請書(様式第8号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(交付決定の取消し)

第12条 市長は、前条の規定による助成事業の中止または廃止を承認した場合及び次の各号のいずれかに該当する場合には、苫小牧市新型コロナウイルス対策消費喚起事業助成金交付決定取消通知書(様式第9号)により、交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 法令及び本要領に違反した場合
- (2) 助成金を助成事業以外の用途に使用した場合
- (3) 助成事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合。

交付決定後に生じた事情の変更等により、助成事業の一部又は全部を継続する必要がなくなった場合。

(助成金の返還)

第13条 市長は、前項の規定により助成金の交付の決定を取消した場合において、助成事業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 市長は、助成事業者等に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金等が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 助成事業者等が第3条項ただし書の規定による助成金等の交付の申請をした場合において、当該助成金に係る消費税仕入控除税額が確定し、既に交付された助成金等の額を減額するときも、前項と同様とする。

(完了報告)

第14条 助成事業者は、助成事業完了日が属する年度の3月31日までに、苫小牧市新型コロナウイルス対策消費喚起事業助成金完了報告書兼実績書(様式第10

号) に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 苫小牧市新型コロナウイルス対策消費喚起事業助成金収支決算書(様式第11号)
- (2) 助成事業に係る経費の領収書の写し
- (3) 事業内容や実施状況を確認できる記録写真等の資料
- (4) その他市長が必要とする書類

(助成金の額の確定)

第15条 市長は、前条の報告を受けたときは、その内容を審査し、適正であると認めるときは交付すべき助成金の額を確定し、苫小牧市新型コロナウイルス対策消費喚起事業助成金確定通知書(様式第12号)により助成事業者に通知する。

(助成金の交付請求)

第16条 補助事業者は、助成金交付を受けようとするときは、苫小牧市新型コロナウイルス対策消費喚起事業助成金交付請求書(様式第13号)を市長に提出しなければならない。

(調査)

第17条 市長は必要があると認めるときは助成事業者に対し必要な報告を求め、または調査することができる。

(財産の処分の制限)

第18条 助成事業者は、助成事業により取得し、または効用の増加した財産を、あらかじめ市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、取り壊し、または担保に供してはならない。

(関係書類の整理保管)

第19条 この要綱により助成金の交付を受けた助成事業者は、助成事業の収支に関する帳簿その他関係書類を整理し、これらの書類を助成事業の完了する日の属する年度から5年間保管しなければならない。

(特例の適用)

第20条 この要綱の特例の適用については、別途定めるものとする。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年5月1日から施行する。

別表1（第3条、第4条関係）

○対象業種

農業、林業（素材生産業及び素材生産サービス業を除く。）、漁業、金融・保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く。）及び遊興娯楽業や風俗営業等の一部の業種等公序良俗に反する業種を除き対象

○対象外業種詳細

業種分類	具体的な業種例
農業	果樹栽培、温室栽培、しいたけ栽培（菌底栽培は除く。）、牛馬育成、養鶏、養豚、養蜂、ミンク養殖、養蚕など
林業	育林、育林請負、山林用種苗生産請負など（素材生産及び素材生産サービス業を除く。）
漁業	一般海面漁業、捕鯨業、内水面漁業 水産養殖業（こい養殖、うなぎ養殖、ます養殖、金魚養殖、どじょう養殖など）
飲食業	食事の提供を主目的としないキャバレー、ナイトクラブ、待合など（特例風俗営業飲食業を含む。）
金融・保険業	商品券売買取業など（保険媒介代理業、保険サービス業を除く。）
サービス業	<ul style="list-style-type: none">・興信所（もっぱら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行う興信所、探偵業など）・娯楽業等（風俗関係営業、パチンコホール、ビンゴゲーム場、射的場、スロットマシン場（射幸心をそそるもの）、芸妓場、ストリップ劇場、のぞき部屋、個室マッサージ、置屋、競輪及び競馬の競走場、競輪及び競馬の競技団体、競輪及び競馬の予測業、場外馬券売場、場外車券売場など、易断所、観相業、相場案内所（けい線屋））・旅館業（モーテル、ラブホテル、ブティックホテルなど）・浴場業（特殊浴場のうち風俗関連営業（ソープランド、ファッションヘルスなど））・民営職業紹介業（芸妓周旋業（置屋、及び検番を除く。））・農業サービス業（育苗センター、装蹄業など）・林業サービス業（狩猟業、植林請負業など）・宗教等その他（宗教団体、政治・経済・文化団体、非営利的団体、公務（外国公務を除く。）など、集金業、取立業（公共料金又はこれを順ずるものに係るものを除く。）、学校法人など

